## 

# 独立行政法人都市再生機構 御中

私は、右に記載の宅地建物取引業者に、URの営業窓口以外の場所でUR賃 貸住宅の紹介を受け、次のとおり賃貸住宅の申込みをいたします。

<太枠の中を全てご記入ください>

	現 住					
	ふり	がな				
申	氏	名	※印は賃貸借契約書に	押印する印鑑	で押印ください。	<b>(II</b> )
込	生年	月日	大・昭・平	年	月	日
	電話番号					
者	申込団	地名				
	住戸	番号			間取り	
	契約 営業					

(UR 賃貸住宅の申込には、一切の手数料等は不要です。)

【UR 営業センター使用欄】次の事項を確認し	レ	チェック
------------------------	---	------

- □ この申込が、UR の営業窓口以外の場所における宅地建物取引業者の紹介による申込であることを申込者に確認しました。
- □ この申込書は申込者が持参されたことを確認しました。

(宅地建物取引業者が単独で提出したものではありません。)

□ 従業者証明書の提示又は写しの受領により、担当者が宅地建物取引業者の従業者であることを 確認しました。

受領者	確認者

	所	長	
(			)

# 【宅地建物取引業者記入欄】

裏面に記載の申込要件、禁止事項、遵守事項、注意事項の内容について十分理解のうえ遵守することを誓約し、左記の賃貸住宅の紹介について申込をいたします。

ノん母寸りる	ことを言がし、	左記の貝貝住も	が船川にフいて甲込をいた	ンま 9 。			
所 在 地	手続きに関わる書	類の送付先が上記と	異なる場合(本社住所等)はご記入く	ください。			
ふりがな							
(法人名)							
屋 号※1							
<b>店舗名</b> ※2 (取扱店名)							
免許番号			加盟業界団体 (欄外の団体から番号を選択)				
電話番号							
代表者名 (役職名·氏名) ※3	(役職名)	(氏名)	(会社	美印)			
担当者名							
※1 商号と屋号が異なる場合は(例:商号が UR 不動産㈱、屋号が UR エステート)両方ご記入ください。							
※2 店舗名がある場合は、必すご記入ください。 ※3 代表者名は、原則代表取締役名をご記入ください(個人事業主は除く)。							
※4 従業者証明書の提示又は写しの添付が必要です。							
				たさい。			
	所 ふ 商(屋 店(取 免 電 代役 担(可)号舗表業	所 在 地    手続きに関わる書   〒	一	所 在 地    手続きに関わる書類の送付先が上記と異なる場合(本社住所等)はご記入へ			

#### ■ 業界団体

- ① 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(各都道府県の宅地建物取引業協会)
- ② 公益社団法人全日本不動産協会
- ③ 一般社団法人不動産協会
- ④ 一般社団法人全国住宅産業協会

⑤ 一般社団法人不動産流通経営協会

LAK	-## /	<b></b> ⋅	_	THH	٦.
【機	圣人	rtn t	-	저글	1
1777	##	TI	т.	们果们	1

契約日	:	年	月	日	契約後の契約解除届等の提出	□:有	□:無
入居開始可能日	:	年	月	日			

#### ○ 紹介の流れ

紹介は以下の流れで実施いただきます。

- ① 宅地建物取引業者及び入居申込者(お客様)が「紹介申込書」を提出
- ② 当機構は、①の提出を受け、入居申込者の資格確認を実施
- ③ 当機構は、②の資格確認により適当と認める場合、入居申込者と住宅の賃貸借契約を締結
- ④ 当機構は、③の賃貸借契約を締結した場合、宅地建物取引業者と「紹介依頼費等の支払に関する覚書」を交換
- ⑤ 紹介は、③の賃貸借契約書の入居開始可能日に成立(入居開始可能日までに契約解除届の提出があった場合を除く)
- ⑥ 当機構は、紹介成立後、その旨を宅地建物取引業者に通知
- ⑦ 宅地建物取引業者は、当機構に紹介依頼費・販売強化費(以下「紹介依頼費等」という。)を請求
- ⑧ 当機構は、必要書類等を確認のうえ、支払い

紹介依頼費の額:紹介が成立した住宅の入居開始可能日の属する月の家賃(月額)に相当する額(ただし、4 注意事項の(13)に該当し当機構から割引率を通知している場合は、その割引率を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた額)

販売強化費の額:紹介が成立した住宅の家賃帯及び需要の大小により当機構が定める額

#### 1 申込要件

- (1) 次の業界団体のいずれかに加盟していること又は当機構が別途認めた者であること
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(各都道府県の宅地建物取引業協会)
- · 公益社団法人全日本不動産協会
- ·一般社団法人不動産協会
- · 一般社団法人全国住宅産業協会
- · 一般社団法人不動産流通経営協会
- (2) 宅地建物取引業の免許登録後、1年を経過していること
- (3) 民間賃貸住宅の仲介等の宅地建物取引業の営業実績があること
- (4) 本制度の説明を受けていること

### 2 禁止事項

- (1) 空室情報等を不動産ポータルサイトに掲載すること
- (2) ホームページ等において、取引態様を「仲介」又は「媒介」と掲載すること
- (3) ホームページ等において、当機構から特別の指定を受け住宅の紹介を行っているものと誤解を生じさせる記載をすること又は構成、デザイン等とすること。
- (4) 募集中ではない住戸情報をホームページ等へ掲載すること
- (5) 本制度の説明を受けずに、「UR賃貸住宅取扱店」のロゴマークを使用すること
- (6)「UR賃貸住宅インターネットお申込みサイト」で申込すること
- (7) 申込者名を変更すること
- (8) 虚偽の内容で申込をすること
- (9) 重複申込をすること(申込できるのは1世帯につき1戸のみ)
- (10) 辞退の遅延や繰り返しの申込等により、先着順受付制度を阻害すること
- (11) 当機構又はお客様に対して、名目のいかんを問わず紹介依頼費等以外の手数料等を請求すること
- (12) 紹介にあたって知り得た秘密を他に漏らすこと
- (13) お客様に対して、UR 賃貸住宅賃貸借契約の解除を制限する旨の依頼をする又は約束をさせること

#### 3 遵守事項

- (1) 住戸情報をホームページ等へ掲載する場合は、取引態様を「紹介」とし、「掲載日時」及び「次回の 更新予定」を明示のうえ、速やかに情報更新を行うこと
- (2) お客様のために、紹介対象団地の確認・検索、空室の確認等を実際に行うこと
- (3)紹介申込書を提出するときは、担当者の「従業者証明書」を提示するか写しを添付すること。

- (4) 申込者の名義変更(同居者への名義変更に限る)や申込住宅の変更があった場合は、紹介申込書を再度提出すること
- (5) UR賃貸住宅の申込に必要な書類又は契約日若しくは入居開始可能日については、お客様自身が当機構の営業窓口に問い合わせるよう案内すること
- (6) お客様の個人情報は、個人情報保護法等関係法令を遵守の上、適正に取扱うこと
- (7) 販売強化費を請求する場合は、当機構が依頼した販売強化策を実際に実施した証跡として、別途定める証拠書類を提出すること
- (8) 紹介にあたりお客様との間に行った約束又はお客様からの異議若しくは苦情については、自らの責任において解決すること
- (9) 紹介にあたって、故意または過失により当機構やお客様に与えた損害については自ら負担すること

#### 4 注意事項

- (1) 宅建紹介制度の対象住宅は当機構の営業窓口にお問合せください。対象外の住宅の紹介に対して は、紹介依頼費等のお支払いはできません。
- (2) 同じ団地内でお住替えの入居希望者様のご紹介は、紹介依頼費支払の対象外です。
- (3) お客様が「従業員向け住宅確保について相互協力に関する協定書」に基づく特例措置を受ける契約は、紹介依頼費等の支払対象外です。
- (4) 宅地建物取引業者自らの名義又はその従業者が契約者若しくは同居者となる場合、紹介依頼費等の 支払対象外です。
- (5) 紹介申込書の提出が賃貸住宅の契約締結の後の場合、紹介依頼費等はお支払いできません。
- (6) お客様が入居開始可能日までに辞退届又は契約解除届を提出した場合は、紹介は不成立となり紹介 依頼曹等をお支払いできません。
- (7) その他、当機構が定める他制度と併用できない場合があります。
- (8) 紹介申込書について、宅地建物取引業者の方が単独でお持ちいただいても受付できません。
- (9) 住宅を居住以外の用途で使用すること、動物を飼育することは一部の物件を除き禁止されています
- (10) 紹介いただいたお客様の情報や手続き状況等について、当機構からお知らせすることはできません。
- (11) 申込受付後に支払対象外であることが判明した場合も、紹介依頼費等のお支払はできません。また、書類の提出遅延や不備等がある場合は、紹介依頼費等のお支払いができない場合があります。
- (12) 以下の場合、「UR賃貸住宅取扱店」のロゴマークの利用をお断りする場合があります。
- ・公序良俗に反する目的、誹謗、中傷、又は当機構と何らかの提携若しくは特別の協力関係にあるもの と誤解を生じる可能性がある場合
- ・当機構が、ロゴマークを掲載している者を支持・支援しているとの誤解を生じる可能性がある場合
- ・指定のロゴマーク以外を無断使用する等、著作権法上の適法性を欠く場合 (13) 過去に紹介をいただいたお客様の平均居住期間が、当機構が定める基準を下回った場合、翌年度の
- 紹介1件あたりにお支払いする紹介依頼費を月額家賃の0.5か月分又は0.25か月分とするとともに、販売強化費のお支払いをいたしませんので予めご了承ください。

また、過去に紹介をいただき入居後、極めて短い期間で退去された方の数が、当機構が定める基準を上回った場合、一定期間取扱いをお断りいたしますので予めご了承ください。

(14) 禁止事項に定める行為、遵守事項を逸脱する行為、虚偽の申出、その他当機構が不適切と判断した 行為があった場合は紹介をお断りするとともに、以降の取扱いをお断りいたします。また、滞納・不 正入居等のトラブルを引き起こすお客様を繰り返し紹介する行為があった場合は、以降の取扱いをお 断りすることがあります。